

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査

研究分担者 堀 寛爾 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、対象となる視覚関連補装具の眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用とコンタクトレンズが規定されている。以前に全国1,741の市町村および特別区を対象に行った調査を踏まえ、補装具を処方する側である眼科医と、コンタクトレンズを製造販売しているメーカーを対象に実態調査を行った。以前の調査と今回の調査でいずれも、判断基準が曖昧である、コンタクトレンズが補装具に含まれるというとの認知度が低い、円錐角膜などへの取扱、耐用年数が長すぎる、など共通の課題が挙げられた。これらは、今後の制度および運用方法の見直しにおける課題となる。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、対象となる視覚関連補装具の眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用とコンタクトレンズが規定されている。しかし2019年に全国1,741の市町村および特別区を対象に行った調査で、対象となるレンズの種類や1枚の価格、耐用年数など実情に合っていないことが課題として挙げられた。それを受けた本研究の目的は、制度を利用する側として、コンタクトレンズを処方する眼科医と製造販売するメーカーの実態把握である。

B. 研究方法

(1) 厚生労働省および国立障害者リハビリテーションセンターが主催している視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を受講修了した眼科医のうち、任意で参加しているマーリングリストのメンバー475名に電子メールでアンケートを送付した。設問は、1. 補装具としてのコンタクトレンズの処方経験の有無 2. 経験があれば症例の情報 3. 経験がなければ補装具としてのコンタクトレンズの処方検討の経験の有無 4. コンタクトレンズ以外の補装具の処方経験 5.

補装具としてのコンタクトレンズの課題、の5問である。

(2) 日本コンタクトレンズ協会に加盟していてハードコンタクトレンズを作成している全6社に電子メールでアンケートを送付した。設問は、1. 補装具としてのコンタクトレンズに関する問い合わせの有無 2. あればその問合せ相手 3. その内容 4. 補装具としてのコンタクトレンズの課題 5. 補装具としてのコンタクトレンズの価格設定に重要な項目、の5問である。

以上で挙げられた課題につき、2019年に市町村および特別区を対象に行った調査で挙げられた課題と比較検討を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会で承認を受けて行われた。

C. 研究結果

(1) 眼科医へのアンケートでは475名中97名から有効回答があった。97名のうち、今までに補装具としてのコンタクトレンズを処方した経験がある者は23名(23.7%)であった。23名の眼科医から37症例

の情報が得られた。補装具としてのコンタクトレンズで解決すべき課題では、耐用年数の長さが 60 名(61.9%)、使い捨てコンタクトレンズの扱いが 55 名(56.7%)、定額制コンタクトレンズの扱いが 27 名(27.8%)、難病に対する処方が 43 名(44.3%)、眼科医の認知度が 72 名(74.2%)、事務手続きの煩雑さが 48 名(49.5%)であった。

(2) メーカーを対象としたアンケートでは6社中4社から回答があった。補装具としてのコンタクトレンズで解決すべき課題としては、耐用年数の長さと事務手続きの煩雑さを各 3 社が挙げていた。その他に市町村によって補助に対する見解、対応、手続き方法が違うなどの意見があった。補装具としてのコンタクトレンズの価格設定を考える際に重要な項目では、3 社がコンタクトレンズの種類を挙げ、その他としてはまずは分かりやすい補助金制度の確立が先決であること、耐用年数は酸素透過性などが問題になる以前のポリメタクリル酸メチル樹脂(PMMA)製ハードコンタクトレンズを想定していると考えられること、また取り扱いが困難な状況で健常者と同じ設定されることにも疑問がある、などが挙げられた。

D. 考察

今回の対象は眼科医の中でも特にロービジョンケアに関心のある医師であるが、それでも補装具としてのコンタクトレンズを処方した経験がある者は 23.7%で、19.6%はコンタクトレンズが補装具に含まれることを認識していなかった。またコンタクトレンズの価格と耐用年数を具体的な数字として認識しておらず、課題として耐用年数の長さという項目の意味するところが把握できていなかった可能性がある。以上からコンタクトレンズのみに限らず、視覚障害者用補装具の制度全体について、眼科医の認知度が不十分であることが考えられる。メーカーを対象としたアンケートで課題として眼科医の認知度と回答したメーカーはなかったが、眼科医から発信したアンケートであり社会的な理由として当該選択肢を選ばなかった可能性が否定できない。

コンタクトレンズが補装具費支給制度の対象となってから今まで、問題提起や検討が行われて来な

かつたことは、現行の制度で問題がないというよりも、現行の制度が正確に認知されていないためであると考えられる。

E. 結論

市区町村も眼科医もメーカーも、概ね同じような課題を挙げ、制度がそれに合っていないことが改めて確認できた。補装具としてのコンタクトレンズにおける課題は明確であり、眼科医への周知と共に現行制度の見直しを検討する必要がある。

F. 健康的危険情報

なし

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査.
堀 寛爾, 山崎 伸也, 白銀 晓, 井上 剛伸, 我澤 賢之, 佐渡 一成, 清水 朋美. 臨床眼科 74 卷 4 号 , 405-412, 2020 年 4 月

2. 学会発表

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査.
堀 寛爾, 山崎 伸也, 白銀 晓, 井上 剛伸, 我澤 賢之, 佐渡 一成, 清水 朋美. 第 73 回日本臨床眼科学会, 2019 年 10 月 24 日

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし